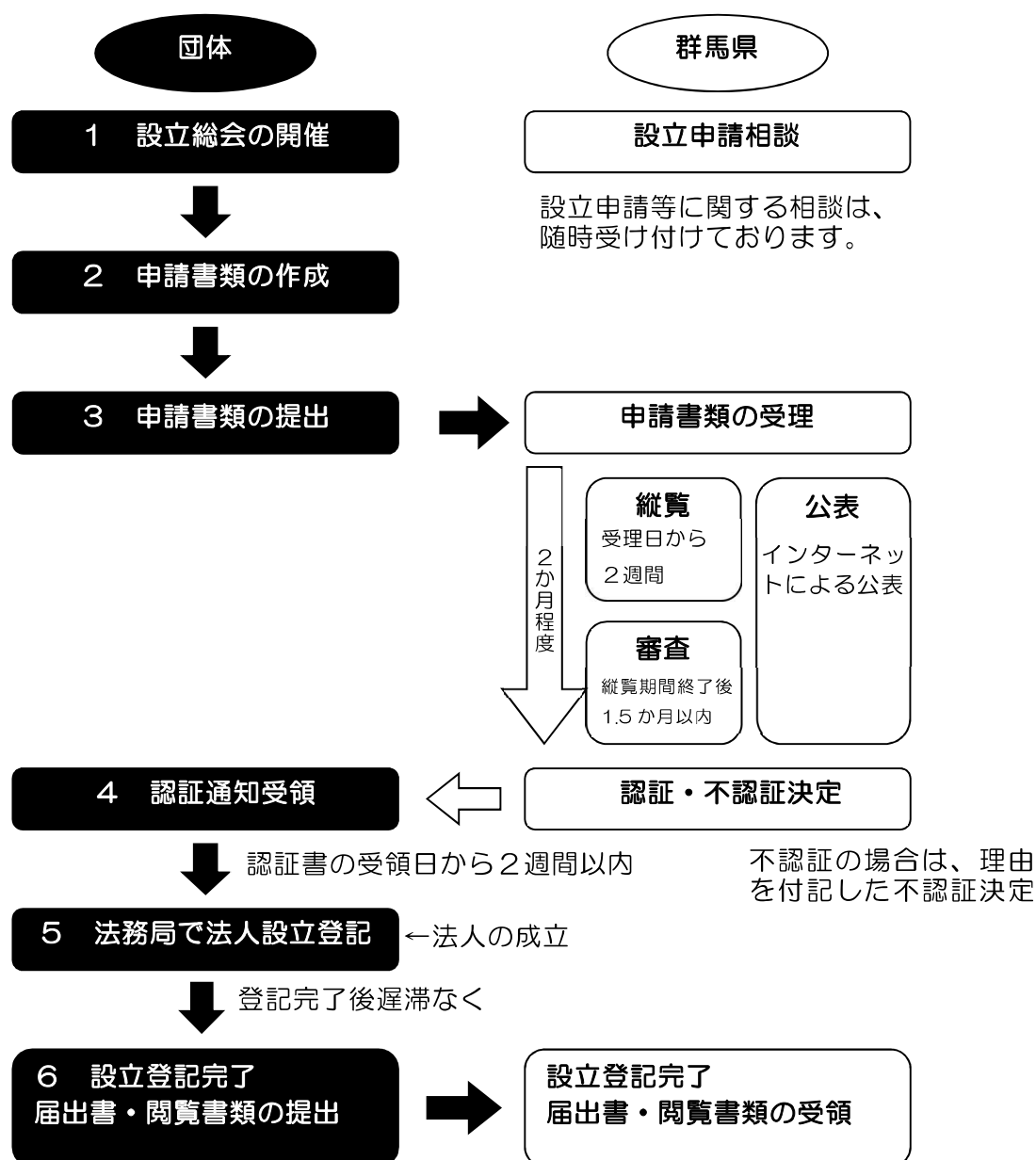


第2章 特定非営利活動法人の設立手続

第2章 特定非営利活動法人の設立手続

Ⅰ 設立認証手続の流れ

特定非営利活動法人となるためには、団体で法人となる意思決定をし、所轄庁（群馬県）による設立の認証を得て、法務局で登記をする必要があります。



※ 手続の具体的な内容は、次ページ以降をご覧ください。

※ 申請書類が受理されてから、法人が成立するまで2か月程度の期間が必要です。

(1) 設立総会の開催

法人の設立の意思決定を行い、①定款、②役員、③設立代表者、④設立初年度及び翌年度の事業計画・活動予算等を決め、⑤団体が法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当すること（特定非営利活動法人の要件^注を満たすこと）を確認します。

注 特定非営利活動法人の要件については、「第1章 特定非営利活動法人とは何か」「3 特定非営利活動法人の要件」をご覧ください。

(2) 申請書類の作成

群馬県では、法人の設立申請等に関する相談を受け付けています。

申請書類の形式的な不備のチェックも行いますので、申請書類を提出する前にご相談ください。

申請先について

申請先は、主たる事務所の所在地によって異なります。

	申請先
群馬県内（次の市町を除く）に主たる事務所がある	群馬県知事
館林市、藤岡市、玉村町、明和町のいずれかの市町内のみに事務所がある	それぞれの市長または町長

(3) 公表・縦覧（法第10条第2項）

群馬県は、申請書類を受理した後、申請があった旨及び①申請年月日、②申請した法人の名称、③代表者の氏名、④主たる事務所の所在地等をインターネットで公表します。

また、申請書の添付書類のうち、①定款、②役員名簿、③設立趣旨書、④設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書、⑤設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書を、申請書が受理された日から2週間、インターネットで縦覧します。

(4) 認証又は不認証の決定（法第12条）

群馬県は、2週間の縦覧期間経過後1.5か月以内に審査を行い、認証又は不認証を決定し、その旨を書面で通知します。不認証の通知をする場合は、理由も付記します。

(5) 法務局で法人設立登記（法第7条、第13条第1項、組合等登記令第2条第1項、第11条第1項）

申請者は、認証書が到達した日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局において法人設立の登記をしなければなりません。

この登記によって、特定非営利活動法人が成立し、第三者に対抗できるようになります。

(6) 設立登記完了届出書・閲覧書類の提出（法第13条第2項、規則第4条）

登記完了後遅滞なく、①設立登記完了届出書、②登記したことを証する登記事項証明書を群馬県に提出しなければなりません。

2 申請に必要な書類

法人設立認証の申請に必要な書類は、次のとおりです。（法第10条）

提出書類は、官公署が発給する文書（住民票等）を除いて、A4判で作成してください。

様式・記載例等は、群馬県ホームページからファイル入手（ダウンロード）することができます。
<https://www.pref.gunma.jp/site/npoborantia/>

NO	提出書類 (提出部数は、全て1部です)	縦覧 書類	記載例 ページ
1	設立認証申請書（別記様式第1号）		23
2	定款	◎	26
3	役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	◎	59
4	役員の就任承諾書及び誓約書の謄本（写し）		60
5	各役員の住所又は居住を証する書面※コピー不可 (全役員の住民票等、申請日前6か月以内に交付されたもの)		—
6	社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面		61
7	確認書（法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面）		62
8	設立趣旨書	◎	63
9	設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（写し）		64
10	設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	◎	66
11	設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	◎	67

※ それぞれの書類の具体的な内容は、第3章をご覧ください。

※ 「◎」印の書類は、申請書を受理した日から2週間縦覧する書類です。

(1) 設立認証申請書(別記様式第1号)

一般的には、設立総会等で設立代表者を選出し、申請者として、その者の住所、氏名を記載し作成します。

(2) 定款

定款とは、その法人の組織、活動等に関する基本的な事項を定めた規則のことです。

(3) 役員名簿

理事と監事の氏名、住所又は居所を記載します。また、報酬を受ける者と受けない者の区別がわかるよう、作成します。

なお、氏名、住所又は居所については、住民票等のとおりに記載してください。

(4) 役員の就任承諾書及び誓約書の謄本(写し)

(各役員が法第20条各号に該当しないこと及び第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本)

役員が法第20条(役員の欠格事由)に該当しないこと及び法第21条(役員の親族等排除)に違反しないことを誓約するとともに、就任を承諾する書面です。

なお、氏名は、本人が自署してください(本人が自筆で自分の氏名を書いてください)。

※ 写し(コピー)を提出し、原本は団体で保管してください。

【参考】(役員の欠格事由)

法第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条[傷害]、第206条[現場助勢]、第208条[暴行]、第208条の2[凶器準備集合及び結集]、第222条[脅迫]、第247条[背任]の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

【参考】(役員の親族等の排除)

法第21条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(5) 各役員の住所又は居住を証する書面

① 住民基本台帳法の適用を受ける人 → 住民票（個人番号の記載がないもの）

② 海外に住む日本人や外国人

→ 住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面（書面が外国語で作成されている場合、翻訳者を明らかにした翻訳文を添付）

※ いずれも申請日前6か月以内に交付されたものを提出してください。

③ 住民基本台帳ネットワークの利用を希望する人

→ 就任承諾書及び誓約書の氏名を本人が自署しており、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を希望する旨を記載した場合は、住民票の添付を省略できます。

※ 就任承諾書及び誓約書の氏名・住所が住民票の表記のとおり記載されていない場合など、県が住民基本台帳ネットワークで本人確認を行うことができない場合には、住民票の提出を求める場合があります。

※ 住民基本台帳ネットワークで本人確認を行うため、男女の別を確認する場合があります。

(6) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

社員のうち10人以上の者の名簿を作成します。

名簿は10人以上であれば何人でも構いません。法人が社員となっている場合は、法人の名称、代表者の氏名、所在地を記載してください。

(7) 確認書（法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面）

法第2条第2項第2号（宗教活動・政治活動を主目的としないこと、選挙活動を目的としないこと）及び第12条第1項第3号（暴力団等でないこと）に該当することを確認したことを示す書面。

一般的には、設立総会等でこれらを確認し、確認したことを示す書面を作成します。

【参考】（定義）

法第2条第2項第2号 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものではないこと。

【参考】（認証の基準等）

法第12条第1項第3号 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）
- ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

（8）設立趣旨書

法人を設立する趣旨と申請に至るまでの経緯を、第三者がわかるよう作成します。

（9）設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（写し）

一般的には、法人を設立することを決定した設立総会の議事録の謄本（写し）を提出します。

※ 写し（コピー）を提出し、原本は団体で保管してください。

（10）設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

設立当初の事業年度及び翌事業年度の2年度分の事業計画書を作成します。

定款に定められた目的や事業との整合性・関連性が分かるように記載してください。

「特定非営利活動に係る事業」以外に「その他の事業」を行う場合は、区別して記載してください。

（11）設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

設立当初の事業年度及び翌事業年度の2年度分の活動予算書を作成します。

「特定非営利活動に係る事業」以外に「その他の事業」を行う場合は、区別して記載してください。

「その他の事業」を行う場合、その事業から収益が生じたら、「その他の事業」会計から「特定非営利活動に係る事業」会計へ繰り出さなければなりません。活動予算書には、経理区分振替額（その他事業のからの繰り出し・特定非営利活動に係る事業への繰り入れ）を記載してください。

3 法人の設立登記

認証書が到達した日（受領した日）から2週間以内に、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局において登記をしなければなりません。（組合等登記令第2条第1項）

主たる事務所の所在地を管轄する法務局において登記することによって、はじめて法人が成立し、登記事項に関して第三者に対抗できることになります。（法第13条第1項、第7条第2項）

（1）登記事項（組合等登記令第2条）

法人の設立登記の際に登記する事項は次の6項目です。

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 別表の登記事項の欄に掲げる事項（代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときはその定め）

（2）設立登記の際に必要な書類（組合等登記令第16条、第25条、商業登記法第19条）

設立登記の際に必要な書類は、申請書のほか、法人設立認証書、定款、代表権を有する者の資格を証する書面などです。

「代表権を有する者の資格を証する書面」とは、設立当初の役員を記載した定款と役員就任承諾書のことをいいます。

- ① 申請書
- ② 法人設立認証書
- ③ 定款
- ④ 役員就任承諾書
- ⑤ その他

（3）その他の注意事項

登記の際には、法人代表者の印鑑（例えば「特定非営利活動法人〇〇〇理事長の印」など）が必要になります。

法人代表者の印鑑は、一辺の長さが1cmを超え、3cm以内の正方形の中に収まるものなど、その規格等が定められています。

特定非営利活動法人の設立登記（変更登記）については、登録免許税が課税されません。

※ 登記に関する詳細は、必ず事務所の所在地を所轄する法務局にお問い合わせください。

4 設立登記後の手続

設立登記した法人は、遅滞なく、登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した設立登記完了届出書を群馬県に提出しなければなりません。(法第13条第2項)

なお、設立登記後、法人の事情に応じて、税金関係、労務関係などの手続が必要な場合がありますので、所轄する行政機関で手続を行ってください。

(1) 設立登記完了届出書等の提出

設立登記完了後の届出書類は次のとおりです(各1部提出)。

- ① 設立登記完了届出書(別記様式第3号)
- ② 登記事項証明書
- ③ 設立の時の財産目録

(2) 行政機関への手続

設立登記後、法人の事情に応じて、税金関係、労務関係などの手続が必要な場合がありますので、所轄する行政機関で手続を行ってください。

- ① 税金に関すること 税務署、行政県税事務所、市町村税務担当課
- ② 労働保険に関すること 労働局、労働基準監督署、公共職業安定所
- ③ 社会保険に関すること 日本年金機構年金事務所